



島根県報

平成19年 1月30日 (火)

第 1,849 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則の一部を改正する規則	(会 計 課)	2
島根県会計規則の一部を改正する規則	(")	2

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	3
障害者自立支援法の規定による障害福祉サービス事業者の指定	(障 害 者 福 祉 課)	3
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止	(")	3
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業所の所在地の変更	(")	4
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農 業 経 営 課)	4
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	4
土地改良区の役員の住所の変更	(")	6
保安林の指定の解除	(森 林 整 備 課)	6
解除予定保安林	(")	6
保安林の指定施業要件の変更	(")	6
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	(水 産 課)	7
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	7
道路の供用開始	(")	8

公 告

公共測量の実施	(用 地 対 策 課)	8
---------	-------------	---

公布された条例等のあらまし

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則の一部を改正する規則 (規則第1号)

1 規則の概要

郵便振替の方法による払込みの取りまとめ局を変更することとした。(第4条・第5条関係)

2 施行期日

平成19年2月1日から施行することとした。

島根県会計規則の一部を改正する規則 (規則第2号)

1 規則の概要

納入通知書等の納付場所のうち津和野信用金庫を西中国信用金庫に改めることとした。(様式第8号・様式第11号・様式第24号の2・様式第42号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第1号

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則の一部を改正する規則

県税及び県税外諸収入金の郵便振替払込規則（昭和37年島根県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号を次のように改める。

(3) 取りまとめ局 広島貯金事務センター

第5条中「取りまとめ郵便局」を「取りまとめ局」に、「又は返納済み」を「若しくは返納済み」に、「を受けたとき、又は広島貯金事務センターから」を「又は」に改める。

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第2号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第8号その1の裏面、様式第11号の裏面、様式第24号の2の裏面、様式第42号その1の裏面、様式第42号その2の裏面及び様式第42号その4の裏面中

「津和野信用金庫	商工組合中央金庫	「島根益田信用組合	西中国信用金庫	
島根益田信用組合	信用組合広島商銀	島根県信用農業協同組合連合会	商工組合中央金庫	に改め
島根県信用農業協同組合連合会	中国労働金庫	島根県内の各農業協同組合	信用組合広島商銀	
島根県内の各農業協同組合		JFしまね漁業協同組合	中国労働金庫	」

る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県会計規則の規定に基づいて作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

告 示

島根県告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定した

ので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年 1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ナースステーション ほほえみ	浜田市久代町 1 - 7	平成19年 1月15日
遠藤産婦人科内科小児科医院	松江市比津町43 - 12	平成19年 1月 1日
はっとり皮ふ科クリニック	松江市東津田町1769番 2	平成19年 1月 1日
石原医院	仁多郡奥出雲町横田1044番地	平成19年 1月 1日

島根県告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年 1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人遠藤産婦人科内科小児科医院	松江市比津町43 - 12	平成19年 1月 1日
石原医院	仁多郡奥出雲町横田1044番地	平成18年12月31日
野坂歯科医院	松江市南田町93	平成18年12月 1日

島根県告示第80号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成19年 1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 者 の 名 称	指 定 した 事 業	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人 さくらの家	短期入所	知的障害者指定短期入所事業さくらの家	松江市東忌部町3173 - 1	平成18年 10月31日

島根県告示第81号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次の指定障害福祉サービス事業者から、当該指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成19年 1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人 こだま	児童デイサービスセンター こだま	松江市西嫁島1-1-16	児童デイサービス	平成18年10月1日

島根県告示第82号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次の指定障害福祉サービス事業者から、当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成19年1月30日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			変更前	変更後	
有限会社 栄昌	居宅介護	有限会社 栄昌ヘルパーステーション	鹿足郡吉賀町田野原1382	鹿足郡吉賀町広石562-22	平成18年10月15日
有限会社 栄昌	重度訪問介護	有限会社 栄昌ヘルパーステーション	鹿足郡吉賀町田野原1382	鹿足郡吉賀町広石562-22	平成18年10月15日
有限会社 栄昌	行動援護	有限会社 栄昌ヘルパーステーション	鹿足郡吉賀町田野原1382	鹿足郡吉賀町広石562-22	平成18年10月15日
株式会社 ハピネライフケア	居宅介護	ハピネヘルパーステーション出雲	出雲市渡橋町303-3	出雲市渡橋町418	平成18年12月15日
株式会社 ハピネライフケア	重度訪問介護	ハピネヘルパーステーション出雲	出雲市渡橋町303-3	出雲市渡橋町418	平成18年12月15日
株式会社 ハピネライフケア	行動援護	ハピネヘルパーステーション出雲	出雲市渡橋町303-3	出雲市渡橋町418	平成18年12月15日

島根県告示第83号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成19年1月30日

島根県知事 澄田信義

別表貸付条件の欄中「年1.8パーセント」を「年1.9パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成19年1月30日から施行する。
- この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱別表の規定（貸付利率に係る部分に限る。）は、平成19年1月25日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第84号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出が

あったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年 1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

八束郡宍道町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

三島 進 松江市宍道町佐々布342番地
高木美喜夫 松江市宍道町宍道1091番地 4
伊藤聰一郎 松江市宍道町宍道927番地
伊原 伸一 松江市宍道町白石1996番地
森山 博正 松江市宍道町白石1127番地
渡部 芳夫 松江市宍道町佐々布568番地
江藤 英男 松江市宍道町佐々布1512番地
高木 隆夫 松江市宍道町上来待892番地
福山 良雄 松江市宍道町上来待3093番地 2
小谷 昌純 松江市宍道町東来待1958番地
光田 隆幸 松江市宍道町西来待55番地
石富 隆義 松江市宍道町西来待1207番地 1

監事

高木 一成 松江市宍道町上来待163番地
本常 壽男 松江市宍道町佐々布2410番地
犬山 信雄 松江市宍道町東来待1210地

2 就任年月日

平成19年 1月 1日

3 退任した役員の氏名及び住所

三島 進 松江市宍道町佐々布342番地
高木美喜夫 松江市宍道町宍道1091番地 4
伊藤聰一郎 松江市宍道町宍道927番地
福島 定義 松江市宍道町白石2631番地
飯塚 栄 松江市宍道町白石1545番地
渡部 芳夫 松江市宍道町佐々布568番地
家原 浩吉 松江市宍道町佐々布1077番地 3
高木 隆夫 松江市宍道町上来待892番地
福山 良雄 松江市宍道町上来待3093番地 2
小谷 昌純 松江市宍道町東来待1958番地
伊藤 順朗 松江市宍道町西来待167番地
曾田 邦雄 松江市宍道町西来待1916番地

監事

高木 一成 松江市宍道町上来待163番地
本常 壽男 松江市宍道町佐々布2410番地
犬山 信雄 松江市宍道町東来待1210地

島根県告示第85号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の住所の変更の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

浜田市土地改良区

住所を変更した役員の氏名及び住所

理事 監事 の別	氏 名	住 所	
理 事	信田 久樹	変更前	浜田市西村町807番地
		変更後	浜田市周布町イ63番地36

島根県告示第86号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
出雲市佐田町下橋波988 - 2、999 - 2、1001 - 3、1003 - 2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
水道事業用地とするため

島根県告示第87号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
江津市桜江町谷住郷3284 - 5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第88号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年 1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成 7 年 1 月11日農林水産省告示第30号（一に限る。）
- 2 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第89号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1,091号）の一部を次のように改正し、平成19年 1月30日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成19年 2月16日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成19年 2月15日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成19年 1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分の欄の 1 中「一般まき網漁業」の次に「、大型定置漁業、小型定置漁業及び大型定置漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業」を加え、同欄の 2 を次のように改める。

2 削除

漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表16の項加入区の区域の欄中「（旧布施村漁業協同組合の地区を除く。）」を削り、同表18の項を次のように改める。

18	削除		
----	----	--	--

島根県告示第90号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
一般国道	431号	松江市美保関町下宇部尾76番 1 地先から同53番 1 地先まで	A	メートル 6.25 ~ 12.80	メートル 240.00	松江県土整備事務所 ダブルウェイ解消 市町村道移管 左記の A 及び B は関係図面に表
			B	11.50 ~ 43.00	139.00	

			後 B	11.50~ 43.00	139.00		示する敷地の区分をいう。
--	--	--	-----	-----------------	--------	--	--------------

島根県告示第91号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町犬来川骨336番1地先から同町犬来センジ436番3地先まで	メートル 596.00	平成19年 1月30日	隠岐支庁県土整備局	

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について東出雲町下意東松原土地区画整理組合設立準備委員会委員長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成19年1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 作業種類
公共測量（土地区画整理事業に伴う測量）
- 2 作業期間
平成18年11月11日から平成19年3月30日まで
- 3 作業地域
八束郡東出雲町下意東松原地域